



2026年9月4日

各 位

会 社 名 住友林業株式会社
代表者名 代表取締役社長 光吉 敏郎
(コード番号:1911 東証プライム)
問合せ先 コーポレート本部
コーポレート・コミュニケーション部長
水野 隆
(TEL 03-3214-2270)

公募ハイブリッド社債(劣後特約付社債)の発行条件決定に関するお知らせ

当社は、2026年8月7日付「公募ハイブリッド社債(劣後特約付社債)発行に関するお知らせ」にて公表しました、公募形式によるハイブリッド社債(劣後特約付社債)(以下、「本社債」)(注1)について、本日下午記のとおり発行条件を決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 社債の名称	住友林業株式会社 第1回利払繰延条項・期限 前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	住友林業株式会社 第2回利払繰延条項・期限 前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	住友林業株式会社 第3回利払繰延条項・期限 前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)
2. 社債の総額	金 1,300 億円	金 635 億円	金 500 億円
3. 各社債の金額	金 1 億円		
4. 当初利率	3.310% (注2)	3.824% (注3)	4.343% (注4)
5. 払込金額	各社債の金額 100 円につき金 100 円		
6. 払込期日	2026 年 9 月 10 日		
7. 償還期限	2061 年 9 月 10 日	2063 年 9 月 10 日	2066 年 9 月 10 日
8. 期限前償還 (注5)	2031 年 9 月 10 日以降の各 利払日に、または払込期日 以降に税制事由もしくは資 本性変更事由が生じ、かつ 継続している場合に、当社 の選択により期限前償還可 能	2033 年 9 月 10 日以降の各 利払日に、または払込期日 以降に税制事由もしくは資 本性変更事由が生じ、かつ 継続している場合に、当社 の選択により期限前償還可 能	2036 年 9 月 10 日以降の各 利払日に、または払込期日 以降に税制事由もしくは資 本性変更事由が生じ、かつ 継続している場合に、当社 の選択により期限前償還可 能

この文書は当社の公募ハイブリッド社債(劣後特約付社債)発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が公募ハイブリッド社債(劣後特約付社債)を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

9. 募集の方法	日本国内における公募形式（主に機関投資家向け）
10. 担保及び保証	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
11. 財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。
12. 優先順位	当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において、当社の一般の債務（同順位の劣後債務を除く）に劣後し、最優先株式と実質的に同等の順位であり、当社の普通株式に優先するものとする。
13. 利払日	毎年 3 月 10 日及び 9 月 10 日
14. 利払の任意停止	当社は、ある利払日において、その裁量により、利払日における本社債の利息の支払の全部または一部を繰り延べることができる。
15. 取得格付	A－（株式会社格付投資情報センター）、A（株式会社日本格付研究所）
16. 資本性	株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所から、それぞれ調達額の 50%に相当する資本性の認定を受ける。
17. 引受会社	大和証券株式会社、S M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社
18. 振替機関	株式会社証券保管振替機構
19. 財務代理人	三井住友信託銀行株式会社
20. 資金使途	全額を 2026 年 9 月末までに、Tri Pointe Homes, Inc. の完全子会社化に伴い調達した短期借入金の返済資金の一部に充当する予定。

（注1） 本社債は負債であり、株式の希薄化は発生しない。

（注2） 2026 年 9 月 10 日の翌日から 2031 年 9 月 10 日までは固定利率、2031 年 9 月 10 日の翌日以降は変動利率(2036 年 9 月 10 日の翌日及び 2051 年 9 月 10 日の翌日に金利のステップアップが発生)。

（注3） 2026 年 9 月 10 日の翌日から 2033 年 9 月 10 日までは固定利率、2033 年 9 月 10 日の翌日以降は変動利率(2036 年 9 月 10 日の翌日及び 2053 年 9 月 10 日の翌日に金利のステップアップが発生)。

（注4） 2026 年 9 月 10 日の翌日から 2036 年 9 月 10 日までは固定利率、2036 年 9 月 10 日の翌日以降は変動利率(2036 年 9 月 10 日の翌日及び 2056 年 9 月 10 日の翌日に金利のステップアップが発生)。

（注5） 当社は、本社債の満期償還日以前に本社債を償還または買入れにより取得（以下、「期限前償還等」）する場合は、期限前償還等以前 12 カ月間に、普通株式または格付機関から本社債と同等以上の資本性が認定される証券もしくは債務（以下、「借換証券」）により、資金調達を行うことを想定している。ただし、本社債の初回任意償還日以降に期限前償還等をする際、自己資本の蓄積を進めて十分な財務基盤を構築し、本社債の発行時点より十分に資本が積み上がる等の一定の条件下では、借換証券による資金調達を見送る可能性がある。

以上

この文書は当社の公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。